



島根県報

平成17年10月21日 (金)
第 1,720 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

町の区域の変更	(市 町 村 課)	2
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	3
生活保護法の規定による指定医療機関の事業休止の届出	(")	3
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	4
土地改良区の設立申請	(農 村 整 備 課)	4
換地計画書の縦覧	(")	5
県営土地改良事業の工事の完了	(")	5
保安林の指定	(森 林 整 備 課)	5
解除予定保安林 (3 件)	(")	6
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(")	7
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(水 産 課)	8
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	8
公有水面埋立ての竣功認可	(漁 港 漁 場 整 備 課)	9
土地収用法の規定に基づく事業の認定	(用 地 対 策 課)	10
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	11
道路の供用開始	(")	11

公 告

財団法人都道府県会館の災害共済事業経営状況の公表	(管 財 課)	12
家畜人工授精に関する講習会の開催	(農 畜 産 振 興 課)	12
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	13

特定調達公告

真空洗浄装置の調達に係る一般競争入札の実施	(産 業 振 興 課)	13
光輝焼戻し炉の調達に係る一般競争入札の実施	(")	15
複写機の賃貸借及び保守に係る一般競争入札の落札者等	(会 計 課)	17

教委規則

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則	(高 校 教 育 課)	18
----------------------	-------------	----

教委告示

島根県立サッカー場の使用料徴収事務の委託の解除	(保 健 体 育 課)	20
島根県立サッカー場の使用料徴収事務の委託	(")	20

告 示

島根県告示第1,095号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、江津市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る町の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営ほ場整備事業小田地区の換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

平成17年10月21日

島根県知事 澄田信義

江津市桜江町小田に編入する区域

町	地番
桜江町川戸	530、530の2、530の5、531、531の1から531の9まで、532、532の1、532の2、534の4から534の8まで、533、533の1から533の6まで、534、534の1から534の3まで、535、535の1、535の2、536、536の1、536の2、537の1から537の4まで、538、538の1、538の3から538の5まで、539、539の1から539の3まで、540、540の1から540の4まで、541、541の1、542、542の1から542の5まで、543、543の1から543の3まで、545、545の1から545の7まで、546、546の1、547、547の1から547の3まで、548、548の1から548の4まで、549、549の1から549の4まで、550、550の1から550の7まで、551、551の1から551の4まで、552、552の1、552の2、553、553の1から553の3まで、554、554の1から554の4まで、555、555の1から555の7まで、556、556の1から556の3まで、557、557の18、558、558の1から558の3まで、559の1、559の3、559の4、560、561、561の1、563、563の1、563の3、563の4、564、565、565の1から565の3まで、566の1から566の6まで、567の1から567の9まで、568の1、568の2、569、570、570の1、571、571の1、571の2
及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地及び市有地の全部	

(ただし、上記地番は、平成17年7月20日現在のものである。)

島根県告示第1,096号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年10月21日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
フラワー薬局 松江店	松江市浜乃木7丁目9-68	平成17年8月1日
さとう耳鼻咽喉科	八束郡東出雲町錦新町7丁目4-12	平成17年9月7日
しばや眼科	簸川郡斐川町大字直江町4487番地	平成17年9月1日
長沢ゆい薬局	浜田市長沢町3154-2	平成17年10月1日
どんぐり薬局	浜田市国分町1981-348	平成17年10月1日
医療法人 良歯会 歯科緑ヶ丘クリニック	益田市高津6丁目16-30	平成17年9月13日

つつみ DENTAL CLINIC	隠岐郡隠岐の島町城北町435	平成17年10月1日
さわだこどもクリニック	浜田市国分町1981 - 132	平成17年10月11日

島根県告示第1,097号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年10月21日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
内藤医院	鹿足郡六日市町大字六日市781	平成17年7月31日
しぶや眼科	簸川郡斐川町大字直江町4487番地	平成17年8月31日

島根県告示第1,098号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年10月21日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	休止予定期間
北川医院	出雲市大津町1736 - 14	平成17年10月1日から 平成18年9月30日まで

島根県告示第1,099号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年10月21日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人 津和野町社会福祉協議会	鹿足郡日原町大字日原14番地	居宅介護支援事業	津和野町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	鹿足郡津和野町大字森村イ1025番地	平成17年9月1日
社会福祉法人 津和野町社会福祉協議会	鹿足郡日原町大字日原14番地	訪問介護	社会福祉法人 津和野町社会福祉協議会	鹿足郡津和野町大字森村イ1025番地	平成17年9月1日
社会福祉法人 津和野町社会福祉協議会	鹿足郡日原町大字日原14番地	居宅介護支援事業	日原居宅介護支援事業所	鹿足郡日原町大字日原14番地	平成17年9月1日

社会福祉法人 津和野町社会福祉協議会	鹿足郡日原町大字日原14番地	訪問介護	日原訪問介護事業所	鹿足郡日原町大字日原14番地	平成17年9月1日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	訪問介護	株式会社コムスン 雲南ケアセンター	雲南市三刀屋町三刀屋1221-3	平成17年9月26日

島根県告示第1,100号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年10月21日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
株式会社シルバーライフネットワーク	東京都中央区日本橋富沢町3番18号サンウォールビル3階	訪問介護	株式会社シルバーライフネットワーク松江営業所 指定訪問介護事業所	松江市学園2丁目27-11山田ビル3階	平成17年9月30日
株式会社シルバーライフネットワーク	東京都中央区日本橋富沢町3番18号サンウォールビル3階	居宅介護支援事業	株式会社シルバーライフネットワーク松江営業所 指定居宅介護支援事業所	松江市学園2丁目27-11山田ビル3階	平成17年9月30日
社会福祉法人 津和野町社会福祉協議会	鹿足郡津和野町大字森村イ1025番地	居宅介護支援事業	津和野町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	鹿足郡津和野町大字森村イ1025番地	平成17年8月31日
社会福祉法人 津和野町社会福祉協議会	鹿足郡津和野町大字森村イ1025番地	訪問介護	社会福祉法人 津和野町社会福祉協議会	鹿足郡津和野町大字森村イ1025番地	平成17年8月31日
社会福祉法人 日原町社会福祉協議会	鹿足郡日原町大字日原14番地	居宅介護支援事業	日原居宅介護支援事業所	鹿足郡日原町大字日原14番地	平成17年8月31日
社会福祉法人 日原町社会福祉協議会	鹿足郡日原町大字日原14番地	訪問介護	日原訪問介護事業所	鹿足郡日原町大字日原14番地	平成17年8月31日

島根県告示第1,101号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第7条第1項の規定に基づき、松江市美保関町千酌950番地大西博外15名から、松江市千酌土地改良区の設立認可の申請があり、同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画及び定款を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年10月21日

島根県知事 澄 田 信 義

- 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 縦覧の期間
平成17年10月21日から21日間

3 縦覧の場所
松江市役所

島根県告示第1,102号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う都治地区第4工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成17年10月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成17年10月21日から21日間

3 縦覧の場所

江津市役所

島根県告示第1,103号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成17年10月21日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
飯石南（赤来）地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成17年9月21日

島根県告示第1,104号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年10月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

安来市伯太町安田関628内1、628内2、628内3、628-6、629から635まで、637から642まで、645、646、650-1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,105号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年10月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 解除予定保安林の所在場所

雲南市木次町平田1168 - 16、1168 - 17、1172 - 91から1172 - 95まで、湯村1866 - 6、1866 - 7、1867 - 4、1868 - 2、1868 - 4、1868 - 10、1874 - 1、1876 - 3

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

雲南市木次町湯村1868 - 3、1868 - 11、1868 - 12

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第1,106号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年10月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

邑智郡邑南町戸河内2505 - 15から2505 - 17

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第1,107号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項規定により告示する。

平成17年10月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町岬町漆谷2058 - 1、2058 - 4、2058 - 5、2058 - 15から2058 - 17まで

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第1,108号

平成17年島根県告示第947号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成17年10月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所				不 明 である 通知 の 相手 方	
市	町		地 番	保安林の権利者	住 所
浜田	弥栄	田野原	703	市木涼江	和歌山県御坊市藺町299 - 2
"	"	田野原	828 - 4	井野木勇	浜田市弥栄町田野原320
"	"	"	828 - 7	"	"
"	"	田野原	653	梅田洋史	大阪府和泉市鶴山台 3 - 8 - 66 - 405
"	"	田野原	712	大利経男	浜田市弥栄町田野原285
"	"	"	712 - 2	"	"
"	"	三里	八174 - 1	勝田 清	浜田市相生町2227
"	"	木都賀	八374 - 5	熊谷亀市	浜田市弥栄町木都賀イ1457
"	"	"	八374 - 6	"	"
"	"	"	八379 - 4	"	"
"	"	田野原	832 - 4	"	"
"	"	田野原	749	河野惣一	浜田市弥栄町田野原32
"	"	"	749 - 1	"	"
"	"	田野原	710 - 1	斉藤フウ	浜田市弥栄町田野原277
"	"	"	710 - 5	"	"
"	"	田野原	854 - 1	竹田修介	松江市山代町472 - 1
"	"	"	854 - 3	"	"
"	"	田野原	692 - 1	寺沢俊雄	松江市上乃木町3084
"	"	"	702	"	"
"	"	田野原	689	引地友三	益田市美都町坂井川507
"	"	木都賀	イ2348	日野原峯太	浜田市弥栄町田野原105
"	"	田野原	797 - 6	松屋富五郎	浜田市弥栄町田野原546
"	"	田野原	874 - 6	三浦弘和	浜田市弥栄町田野原487
"	"	"	875	"	"

〃	〃	〃	876 - 7	〃	〃
〃	〃	〃	877	〃	〃
〃	〃	〃	880	〃	〃
〃	〃	〃	881	〃	〃
〃	〃	〃	882	〃	〃
〃	〃	〃	879 - 1	〃	〃
〃	〃	〃	879 - 2	〃	〃
〃	〃	〃	880 - 1	〃	〃
〃	〃	〃	881 - 1	〃	〃
〃	〃	〃	882 - 1	〃	〃
〃	〃	〃	882 - 3	〃	〃
〃	〃	田野原	868	三浦光男	大阪府豊中市大島町1 - 14 - 5
〃	〃	〃	868 - 1	〃	〃
〃	〃	〃	868 - 2	〃	〃

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

島根県告示第1,109号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成17年10月21日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中	を	「	年1.5%以内	」	を	「	年1.7%以内	」	に改める。
		年1.5%以内							
		年1.5%以内							
		年1.5%以内							
		年1.5%以内							
		年1.5%以内							
		年1.5%以内							
		年1.5%以内							

附 則

- この告示は、平成17年10月21日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成17年10月21日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第1,110号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成17年10月21日

島根県知事 澄 田 信 義

第5条第2号中「1.5パーセント」を「1.7パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成17年10月21日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成17年10月21日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第1,111号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年10月21日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 竣功認可の年月日
平成17年10月11日
 - 2 竣功認可を受けた者
松江市殿町1番地
島根県 代表者 島根県知事 澄田信義
 - 3 埋立区域の位置、区域及び面積
 - (1) 位置
松江市美保関町美保関1480番地3から同1660番に至る地先公有水面
 - (2) 区域
次のイ - 2の地点からホ - 2の地点までを順次直線で結んだ線及びイ - 2の地点とホ - 2の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線（平成3年秋分時の満潮位D.L + 0.302メートルにより決定）により囲まれた区域
イ - 2の地点 美保関漁港東防波堤灯台（北緯35度33分22秒、東経133度18分44秒、以下「原点」という。）から271度00分90秒に184.90メートルの地点
ロ - 2の地点 イ - 2の地点から178度20分に0.64メートルの地点
ロ - 3の地点 ロ - 2の地点から266度20分に4.10メートルの地点
ロ - 4の地点 ロ - 3の地点から178度20分に89.20メートルの地点
ハの地点 ロ - 4の地点から88度40分に4.10メートルの地点
ニの地点 ハの地点から183度40分に4.80メートルの地点
ホの地点 ニの地点から268度20分に100.00メートルの地点
ホ - 2の地点 ホの地点から340度00分に36.97メートルの地点
 - (3) 面積
6,944.74平方メートル
 - 4 埋立地の用途
漁港施設用地、県道敷
 - 5 免許の年月日及び番号
平成4年5月29日 指令3漁港第20号の6
 - 6 閲覧場所
島根県農林水産部漁港漁場整備課、松江水産事務所及び松江市役所
-

島根県告示第1,112号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成17年10月21日

島根県知事 澄田信義

1 起業者の名称

浜田市

2 事業の種類

農業集落排水資源循環統合補助事業（河内地区）

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県浜田市三隅町河内地内

(2) 使用の部分

島根県浜田市三隅町河内地内

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

農業集落排水資源循環統合補助事業（河内地区）（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（以下「法」という。）第3条第31号に掲げる「地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である浜田市は、国庫補助金等により財源措置を講じているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる利益は、し尿及び生活雑排水の処理による農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善並びに公共用水域の水質保全である。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定にあたり、複数の候補地の中から社会的、技術的及び経済的条件を比較検討した結果、それらの条件を最もよく満たすものを採用していることから、軽微なものであると考えられる。

ウ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

よって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、浜田市が、平成8年3月に策定された「三隅町公共下水道基本構想」及び平成16年1月に行われた「三隅町生活排水処理基本計画の見直し」に基づき、三隅町河内地区に農業集落排水処理場の建設及び管路の敷設を行おうとするものである。

三隅町河内地区においては、約8割の世帯が「汲取り式トイレ」であり、生活雑排水は直接集落内水路（側溝）へ流されている状態である。このため、二級河川三隅川上流からの汚水排出を原因とした水質汚濁による農作物の育成障害・農業用排水施設の機能低下等、農業生産環境及び生態系への悪影響や、水路における汚水の滞留、悪臭の発生等、農村生活環境への悪影響が懸念される状況であるため、本件事業を早急に実施する必要性が認められる。

また、本件事業に係る起業地は、施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲内であると認められる。

さらに、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲内にあり、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると考えられる。

よって、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するも

のと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

浜田市役所 三隅支所

島根県告示第1,113号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年10月21日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			管轄する地方機関の名称	備 考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	玉湯吾妻山線	仁多郡奥出雲町小馬木1317番12地先から同2190番1地先まで	前	メートル 4.00～14.00	メートル 223.00	木次土木建築事務所仁多土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	9.00～14.00	223.00		
"	須川谷日原線	鹿足郡津和野町須川906番地先から同町須川前田水口415番2地先まで	前 A	14.20～30.60	89.90	益田土木建築事務所津和野土木事業所	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ 仮設道設置
			A	14.20～30.60	89.90		
			後 B	4.60～11.00	76.30		

島根県告示第1,114号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年10月21日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備 考
一般国道	432号	松江市八雲町日吉225番地先から同191番1地先まで	メートル 480.00	平成17年10月31日	松江土木建築事務所	
県 道	掛合上阿井線	仁多郡奥出雲町上阿井514番3地先から同509番1地先まで	93.00	平成17年10月21日	木次土木建築事務所仁	

〃	横田多里線	仁多郡奥出雲町稲原17番1地先から同13番1地先まで	348.00	〃	多土木事業所
〃	益田阿武線	益田市高津二丁目イ1114番1地先から同所イ84番5地先まで	244.50	〃	益田土木建築事務所
〃	須川谷日原線	鹿足郡津和野町須川906番地先から同町須川前田水口415番2地先まで	76.30	〃	益田土木建築事務所津和野土木事業所

公 告

地方自治法（昭和23年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、財団法人都道府県会館から平成16年度の災害共済事業経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成17年10月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 建物・自動車共済事業

分担金その他収入	2,568,819,632円
災害共済金経費その他支出	2,516,234,489円
正味財産	21,241,777,523円

2 機械損害共済事業

分担金その他収入	1,177,872,856円
災害共済金経費その他支出	804,882,318円
正味財産	6,646,070,538円

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定に基づく家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

平成17年10月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開催場所

(1) 学科及び試験

大田市波根町970 - 1 島根県立農業高等学校

(2) 実習

大田市波根町970 - 1 島根県立農業高等学校

出雲市古志町3775 島根県立畜産技術センター

雲南市木次町下熊谷470 島根県立種畜センター

2 開催期間

平成18年1月30日（月）から同年3月3日（金）まで

3 受講者の定員

30名程度

4 講習に係る家畜の種類

牛

5 講習の科目

(1) 学科

畜産の概論、家畜の栄養、家畜の飼養管理、家畜の育種、関係法規、生殖器解剖、繁殖生理、精子生理、種付けの理論、人工授精

(2) 実習

家畜の飼養管理、家畜の審査、生殖器解剖、発情鑑定、精液精子検査法、人工授精

6 受講資格

家畜人工授精に関する学識、技術習得し得る能力を有する者で免許取得後、家畜人工授精の業務に従事する者

7 受講願書の提出期限

平成17年12月16日(金)

8 受講の手續

講習を受けようとする者は、受講願書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して、知事に提出すること。

9 受講者の決定

知事は受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

10 受講手数料

18,500円に相当する島根県収入証紙を受講願書の所定の欄にはり付けること。

ただし、免除科目のある者は、当該科目に関する受講手数料を免除される。

11 その他

この講習会の受講についての問合せは、松江市殿町1番地島根県農林水産部農畜産振興課食料安全推進室(0852-22-5138)又は最寄りの家畜保健衛生所にすること。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成17年10月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

雲南市大東町大東900番地3 外8筆

面積 7,563.99平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

益田市下本郷町206番地5

株式会社ジュンテンドー

代表取締役 飯塚 正

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成17年10月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 調達内容

(1) 購入物品等の名称及び数量

真空洗浄装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

- (3) 納入期限
平成18年3月15日

- (4) 納入場所
島根県松江市北陵町1番地 次世代技術研究開発センター

- (5) 入札方法
落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 入札回数
再度入札は2回までとし、その結果落札者がなかった場合は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条の規定により、最低価格入札者と随意契約の交渉を行うものとする。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
(3) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、営業種目大分類「4 機械器具類」中分類「(3) 理化学機器」の入札参加資格の認定を受け、A等級又はB等級に格付けされた者であること。

なお、入札参加資格の認定を受けていない者にあつては、直ちに資格審査の申請手続を行うこと。

- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁2階
島根県商工労働部産業振興課 担当 横原
電話 0852 - 22 - 5293 ファクシミリ 0852 - 22 - 6080

- (2) 入札説明書の交付期間及び場所

平成17年10月21日（金）から平成17年11月7日（月）まで（閉庁日を除く。）の間、上記(1)の場所において交付する。

交付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

- (3) 入札説明会
実施しない。

- (4) 入札書の受領期限
平成17年12月1日（木）午前11時（郵送による入札にあつては、午前10時必着）

- (5) 開札の日時及び場所
日時 平成17年12月2日（金）午後1時30分から
場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第1会議室

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
(2) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。

ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならないが、入札参加資格を有することを確認する書類については、入札書の提出に先立ってあらかじめ提出するものとする。

イ 上記の場合、入札者は、開札日時までの間において島根県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required : Vacuum cleaning apparatus. One set.

(2) Deadline to submit documents for confirmation of qualification: 4:00p.m. 7 November, 2005

(3) Deadline for submission of tenders: 11:00a.m. 1 December, 2005

Deadline for submission of tenders by registered mail: 10:00a.m. 1 December, 2005

(4) Contact point for the notice: Industrial Promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-Machi, Matsue-Shi, Shimane-Ken, 690-8501 Japan
Phone 0852-22-5293

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成17年10月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 調達内容

(1) 購入物品等の名称及び数量

光輝焼戻し炉 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成18年3月15日

(4) 納入場所

島根県松江市北陵町1番地 次世代技術研究開発センター

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札回数

再度入札は2回までとし、その結果落札者がなかった場合は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条の規定により、最低価格入札者と随意契約の交渉を行うものとする。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、営業種目大分類「4 機械器具類」中分類「(3) 理化学機器」の入札参加資格の認定を受け、A等級又はB等級に格付けされた者であること。

なお、入札参加資格の認定を受けていない者にあつては、直ちに資格審査の申請手続を行うこと。

(4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁2階

島根県商工労働部産業振興課 担当 榎原

電話 0852-22-5293 ファクシミリ 0852-22-6080

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

平成17年10月21日(金)から平成17年11月7日(月)まで(閉庁日を除く。)の間、上記(1)の場所において交付する。

交付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札書の受領期限

平成17年12月1日(木)午前11時(郵送による入札にあつては、午前10時必着)

(5) 開札の日時及び場所

日時 平成17年12月2日(金)午後2時30分から

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第1会議室

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。

ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならないが、入札参加資格を有することを確認する書類については、入札書の提出に先立ってあらかじめ提出するものとする。

イ 上記の場合、入札者は、開札日時までの間において島根県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required : Bright tempering furnace. One set.

(2) Deadline to submit documents for confirmation of qualification: 4:00p.m. 7 November, 2005

(3) Deadline for submission of tenders: 11:00a.m. 1 December, 2005

Deadline for submission of tenders by registered mail: 10:00a.m. 1 December, 2005

(4) Contact point for the notice: Industrial Promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-Machi, Matsue-Shi, Shimane-Ken, 690-8501 Japan
Phone 0852-22-5293

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成17年10月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 物品等の名称及び数量

複写機の賃貸借及び保守

A モノクロ複写機（30 ipm 39） 23台

B モノクロ複写機（40 ipm 49） 12台

C モノクロ複写機（60 ipm 69） 23台

D モノクロ複写機（70 ipm 79） 5台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県出納局会計課用度グループ 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成17年9月12日

4 落札者の氏名及び住所

- A 株式会社松文オフテック 代表取締役 古川 義郎
島根県松江市苧町6番地
- B 株式会社太閤堂 代表取締役 宮廻 康夫
島根県松江市東津田町398-1
- C 株式会社松文オフテック 代表取締役 古川 義郎
島根県松江市苧町6番地
- D 富士ゼロックス株式会社山陰営業所 所長 山本 憲男
島根県松江市袖師町2番38-301号

5 落札金額

- A 1複写当たり2.05円
- B 1複写当たり1.18円
- C 1複写当たり0.88円
- D 1複写当たり0.84円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成17年8月2日

教 育 委 員 会 規 則

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月21日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第27号

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校規程(昭和31年島根県教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号

(島根県収入証紙をはり付けるところ)	

年度				受付番号		
入 学 願 書						
島根県立				高等学校		
		志 望 別 高 等 学 校 名	第 1 志 望	第 2 志 望	第 3 志 望	学 区
第 1 志 望 校		高等学校	科	科	科	内・外
第 2 志 望 校		高等学校	科	科	科	内・外
志 願 者	ふりがな	生 年 月 日				性 別
	氏 名	昭和・平成 年 月 日生				
現 住 所	都 府 道 県		市 郡	町 村	番 地	
学 歴	中学校		年 月		卒 業 ・ 卒 業 見 込 み	
保 護 者	氏 名			志 願 者 と の 続 柄		
	現 住 所	都 府 道 県		市 郡	町 村	番 地
<p>私は、貴校に入学したいので、受検料を添え、保護者と連名で出願します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">志願者氏名</p> <p style="text-align: right;">保護者氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">島根県立 高等学校長 様</p>						

契
印

受 検 票

受 検 者 名		性 別	
在 学 又 は 出 身 中 学 校 名			
検 査 場 名			
受 検 番 号			
志 願 先 高 等 学 校 名	島根県立	高等学校	

志願者顔写真
(4 × 3 cm)
無帽・正面
6ヶ月以内に撮影したものに限る。
裏面に出身中学校名・氏名を記入のこと。

(この受検票は、受検中、必ず所持しなければならない。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第17号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、益田市乙吉町イ874番地財団法人益田市文化スポーツ振興財団に委託していた島根県立サッカー場の使用料の徴収事務については、平成17年3月31日限りで当該委託を解除したので、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第31条の3第2項の規定により告示する。

平成17年10月21日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会告示第18号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、島根県立サッカー場の使用料の徴収事務を平成17年4月1日から松江市上乃木十丁目4番2号財団法人島根県体育協会に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年10月21日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎